平成２６年（フ）第４２８号
川崎市高津区下野毛２丁目４番４号　コーポグリーンＢ号棟２Ｆ３
債務者　小川沙也香（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４０号
川崎市川崎区藤崎４丁目７番１―501号　メゾンヒラオカ
債務者　藤井　貞昭
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
川崎市宮前区犬蔵１丁目12番８号　ハイムスエヒロ201
債務者　阿部　順二
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４５号
川崎市宮前区犬蔵１丁目12番８号　ハイムスエヒロ201
債務者　阿部まゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４９号
川崎市宮前区南平台14番１―406号　南平ハイツ、前住所川崎市宮前区初山２丁目16番12―305号
債務者　石山　　学
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５９号
川崎市幸区塚越３丁目370番地５　ブランニュー矢向103、前住所川崎市幸区小倉４丁目18番49号　第３日誠コーポ103
債務者　加藤　卓也
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
川崎市宮前区平３丁目21番11号　平パークハイツ201
債務者　村元　雅明
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０２号
川崎市多摩区生田３丁目18番16―402号、前住所川崎市多摩区枡形２丁目７番15―206号
債務者　川上信太郎
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
愛知県豊橋市東小鷹野１丁目５番地の１
債務者　今給黎　満
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０５号
愛知県豊橋市舟原町271番地　203
債務者　大森　圭子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６４号
大分県豊後高田市新町922番地
債務者　水野　辰美
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月16日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
北海道帯広市西９条北７丁目２番地　リバティノースホライゾン203号
債務者　田原智鶴子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
北海道帯広市西16条南２丁目４番５号
債務者　島　　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
沖縄県うるま市字田場768番地２
債務者　佐久川　悟
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１４７号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免808番地８
債務者　吉岡ひとみ（旧姓鴨川）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係